回　覧

家庭でのごみ燃やしは禁止されています

「ごみ」は燃やさずに、きちんと分別して所定の集積所へ出すか、東白クリーンセンター（東白衛生組合）へ、直接搬入してください。

ダイオキシン類の発生を抑えるために、ご理解とご協力をお願いします。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、**規定の焼却炉以外での廃棄物の焼却は禁止**されています。

違反した場合は罰則（５年以下の懲役若しくは１，０００万円以下の罰金又はこの併科）の対象となります。

【例外行為について】

農家等が行う稲わら等の焼却や害虫駆除、一時的に出される少量の剪定枝や落ち葉等の焼却は、例外として認められていますが、**煙や臭いで周辺住民に迷惑をかけてしまうと改善命令の対象**となりますのでご注意ください。

・時間帯、風の向きや強さに気を付けてください。
・草や枝はよく乾かし少量ずつ短時間で燃やすなどの方法で、迷惑にならない量にしてください。
・住宅の近くでは焼却しないでください。
・近所の理解を得て迷惑にならないよう配慮をしてください。

【お問い合わせ】
棚倉町役場　住民課　消防環境係　☎0247−33−2116